

住宅再建の選択肢について考えてみる

被災後の生活再建の流れ



出典「災害時の被災者支援制度と罹災証明の認定等について」

被災後は、避難所での生活、仮設住宅などでの生活（原則最長2年間）などを経て、最終的な住まいを決めていくことになります。

その際、いくつかの選択が必要になります。①現地で生活を再建するのか、災害を機に別の場所で生活するのか。②新たに家を建てたり買ったりするのか、賃貸や公営住宅を選ぶのか。③家を買うとしても新築なのか中古なのか、一軒家かマンションか、など選ぶ組み合わせはたくさんあります。

最終的な 住まいの再建の 選択肢って？

同じ場所で再建	被災した自宅で・・・	修理して住む	現地で建て直す	(災害) 公営住宅に
				
別の場所で再建	借家に引っ越し	一軒家やマンションを購入 (新築・中古)	新天地で新築	これを機に高齢者施設へ
				

「被災者生活再建カード」ワークショップ資料より引用

現地に戻れるかわからない・・・

選択をする上では、熱海市伊豆山地区の場合、今後現地に戻れるのかどうか、戻れるとしてもいつごろ戻れるのか見通しをつけにくいことが大きな支障になります。

こればかりは自治体からの今後の説明を待つしかありません。応急仮設住宅での最長2年間の家賃がかからない生活の中で、**じっくり焦らず検討**していただきたいです。

自治体からの発表がなく、今後現地に戻れる見通しが不明の状態が長く続くと、多くの被災された方は、現地復帰を諦め、別の場所での生活を選んでいくことになります。過去の多くの被災地でもそうして**地域のコミュニティが維持できなくなる例**がありました。自治体としても、可能な限り、早め早めに今後の見通しを発表するようにしてもらいたいところです。

弁護士を相談相手として上手に活用して

今後の住まいをどうするか、こうした難しい悩みは一人で抱えていても解決ができないことが通常です。ぜひ**家族、周りの人、ボランティアさんなど相談相手、話し相手を見つけて**もらいたいです。今後も定期的に熱海で相談活動をする**弁護士にもぜひ相談**してください。



→
新しい住まいを選択する
選んだライフスタイルを前提に、



現地再建

引越し

「被災者生活再建カード」ワークショップ資料より引用

最終的な住まいを考える上で大切にしたいことはなにかを一緒に考えながら、ゆっくりお話を聞かせていただきます。ゆっくり考える際には、34ページの図のように大切にしたいものが何なのかをカードで考えてみることも1つの方法です。頭の中で少し整理しやすくなることもあります。

災害直後	そのカードから得られる金額	万円	100万円	万円	万円	万円	① 100万円
	この時の生活場所 避難所 数日から数ヶ月の滞在（無料）	ボランティア 専門家支援 片付け・お掃除など様々なご依頼	基礎支援金 被災者生活再建支援法 全世帯一律・長期継続 100万円 大規模半世帯 50万円				ライフスタイル(LS) カード(1枚目)↓ 安心な家
数か月後	そのカードから得られる金額	50万円	20万円	170万円	10万円	万円	② 250万円
	この時の生活場所 仮設住宅 原則2年以内 家賃無料・水道代無料	義援金 家族の死や住家被害の程度により支給される	自治体の独自支援 自治体により支援の制度・内容が異なるので情報収集	災害援護資金貸付 1か月以上の喪失 家財被害、住家被害に最大350万円貸付	雑損控除 (災害減免法) 建物・家財・車・船などの被害や災害による支出で税金が減免される		ライフスタイル(LS) カード(2枚目)↓ 便利な生活
その後	そのカードから得られる金額	万円	200万円	万円	300万円	万円	③ 500万円
	最終的な住まい↓ 別の場所で家を買う	公費解体 半壊以上の家屋や一部半壊等を加計で解体・撤去	加算支援金 被災者生活再建支援法 建物・購入200万円 修理100万円 民間借付50万円	被災ローン減免制度 住宅、事業、消費などの個人ローンの減額・免除	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、お金のみの返済可能		当初の貯金 300万円 ①～③の合計額を記入 最終合計 1150万円

「被災者生活再建カード」ワークショップ資料より引用 Aさんの例

最終的な住まいを考える上では、そのためにいくらお金を使えるのか、今後の支援制度でどの程度お金がもらえるのか、という**お金**に関する情報を整理することがとても重要になります。

35ページの図のように、弁護士は、相談ブースで、イラスト付きの支援制度のカードを台紙に貼って、被災された皆様一人ひとりに応じた支援制度の活用例をご説明しています。貼り付けたカードはそのまま持って帰っていただいています。

こうしてカードを貼っていくと、今後自分に使えるような支援制度がどのようなもので、それによってどの程度お金が工面できるのかが少し見えてきます。

ぜひ弁護士の相談ブースにお越しいただいた際には、このリーフレットを弁護士にみせて、「**自分が使えるような支援制度のカードを貼ってみてほしい**」とお声がけください。